

## VIII 固定資産評価審査委員会

### 1 審査申出と決定の状況について

年度	区分	審査申出		取 下		却 下		棄 却		認 容	
		人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数
令和元年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※人数計は実人数

(令和5年7月1日現在)

## IX その他

### 1 市税関係証明等について

区分	年度	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
		件 数	構成比	前年比	件 数	構成比	前年比	件 数	構成比	前年比
課 税		660	1.0	113.4	735	1.2	111.4	785	1.2	106.8
納 税		7,305	7.9	143.9	4,759	7.5	65.1	6,963	10.6	146.3
軽自納税		8,811	13.6	96.0	8,641	13.7	98.1	7,930	12.1	91.8
所 得		10,159	15.6	80.7	8,945	14.2	88.1	9,149	13.9	102.3
所得課税		23,892	36.7	90.2	27,374	43.4	114.6	27,028	41.2	98.7
法人所在		286	0.4	76.3	275	0.4	96.2	269	0.4	97.8
資 産		68	0.1	63.6	56	0.1	82.4	50	0.1	89.3
所有評価		2,035	3.1	41.1	2,375	3.8	116.7	2,288	3.5	96.3
公租公課		599	0.9	92.2	690	1.1	115.2	663	1.0	96.1
資産無し		401	0.6	84.2	331	0.5	82.5	421	0.6	127.2
その他市税		2,632	4.0	98.0	182	0.3	6.9	175	0.3	96.2
その他資産		93	0.1	80.9	191	0.3	205.4	313	0.5	163.9
中古住宅		120	0.2	96.0	135	0.2	112.5	203	0.3	150.4
閲 覧		3	0.0	0.0	8	0.0	0.0	1	0.0	12.5
写 し		7,737	11.9	97.2	7,529	11.9	97.3	8,249	12.6	109.6
完 納					726	1.1		936	1.4	128.9
記載事項		221	0.3	130.0	184	0.3	83.3	169	0.3	91.8
合 計		65,022	100.0	90.9	63,136	100.0	97.1	65,592	100.0	103.9

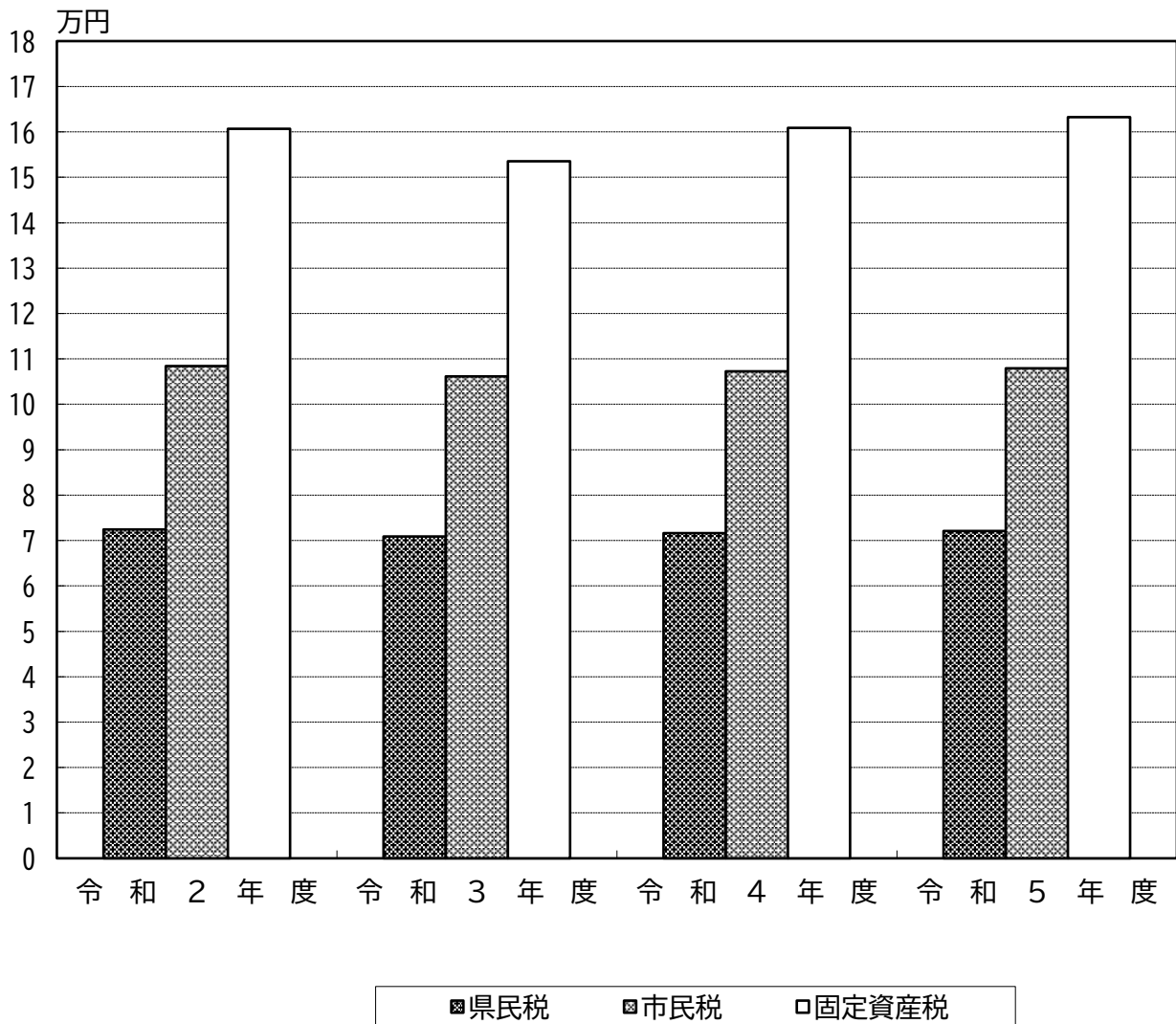
(令和5年7月1日現在)

## 2 納税者一人当たり平均課税額（当初）について

税目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	税額	前年比	税額	前年比	税額	前年比	税額	前年比
市民税	円 108,425	% 99.3	円 106,153	% 97.9	円 107,265	% 101.0	円 107,933	% 100.6
県民税	72,417	99.3	70,911	97.9	71,653	101.0	72,096	100.6
市県民税計	180,842	99.3	177,064	97.9	178,918	101.0	180,029	100.6
固定資産税	160,673	101.3	153,537	95.6	160,875	104.8	163,219	101.5

（令和5年7月1日現在）

○納税者一人当たり平均課税額



### 3 市税減免状況について

(単位：件、千円)

税目	区分	年度	災害等による			休廃業等による		
			件数	税額	減免税額	件数	税額	減免税額
個人市県民税		H30	-	-	-	-	-	-
		R1	-	-	-	-	-	-
		R2	-	-	-	-	-	-
		R3	-	-	-	-	-	-
		R4	-	-	-	-	-	-
固定資産税 (含都市計画税)		H30	12	956	117	-	-	-
		R1	314	212,754	3,200	-	-	-
		R2	288	53,894	4,043	-	-	-
		R3	33	175,978	26,870	-	-	-
		R4	1,935	491,454	36,146	-	-	-

(令和5年7月1日現在)

(単位：件、千円)

税目	区分	年度	その他			計		
			件数	税額	減免税額	件数	税額	減免税額
個人市県民税		H30	28	1,517	918	28	1,517	918
		R1	164	22,112	6,902	164	22,112	6,902
		R2	235	28,845	4,847	235	28,845	4,847
		R3	291	33,638	14,246	291	33,638	14,246
		R4	298	35,470	14,942	298	35,470	14,942
固定資産税 (含都市計画税)		H30 (内特区)	210 (45)	608,889 (604,088)	168,599 (163,244)	222	609,845	168,716
		R1 (内特区)	219 (50)	704,144 (698,543)	224,711 (219,128)	533	916,898	227,911
		R2 (内特区)	224 (57)	931,829 (926,381)	291,592 (286,144)	512	985,723	295,635
		R3 (内特区)	237 (61)	1,273,385 (1,267,934)	298,566 (293,115)	270	1,449,363	325,436
		R4 (内特区)	241 (53)	956,619 (950,293)	254,477 (248,151)	2,176	1,448,073	290,623

(令和5年7月1日現在)

東日本大震災に係る減免状況 (単位：件、千円)

税目	区分	年度	件数	税額	減免税額
個人市県民税		22	744	178,044	15,261
		23	2,155	312,187	122,154
固定資産税 (含都市計画税)		23	4,690	2,211,375	224,220

(令和5年6月30日現在)

## 4 税務事務電算委託利用状況について

### (1) 各課予算分

科	目	委託年度	入	力	資	料
収納事務	口座振替	S54	市税等領収済通知書 〔市税、国保税〕	口座振替依頼書		
	収納管理 消込作業	S45				
	・固定資産税 (含都市計画税)	S48				
	・市県民税(特徴)	S50				
	・市県民税(普徴)	S49				
	・国民健康保険税	S51				
・軽自動車税	S56					
・法人市民税						

### (2) 情報企画課予算分

科	目	委託年度	入	力	資	料
市県民税(個人)	当初 賦課 随時 賦課 課	特別徴収	S39	給与支払報告書 市県民税申告書、確定申告書 転勤・退職等異動連絡書 その他の連絡書		
		普通徴収	S40	市県民税個人申告書並びに附随書類		
	特別徴収	S48	給与所得者異動届出書 特別徴収変更連絡書			
	普通徴収	S53	普通徴収変更連絡書(市県民税申告書)			
	申告書 (住所氏名カナ)	S53	市県民税個人申告書			
市民税(法人)	賦課・申告書等管理	H11	法人市民税申告書等			
固定資産税 (含都市計画税)	土地 家屋	S41	補助簿(土) } 課税標準 調査簿(家)			
		S42	補助簿(土) } 一筆一棟 調査簿(家)			
		S46	台帳(土) } 一筆一棟 調査簿(家)			
	償却資産	S45	評価調査…課税標準			
		S46	所有者明細書…一 品			
特別土地保有税		S48	調査表			
軽自動車税	当初課税	S41				
		H4	オンライン入力			
	納税者番号変更	H16				
国民健康保険税	確定賦課	S42	課税資料台帳	課税標準		
	月割賦課	S51		総所得金額		

作成資料	管理資料	当該年度賦課に係る委託料		備考
		令和5年度(予算)	令和4年度(実績)	
口座振替納付書等		24,593千円	23,191千円	
税目別収入明細書及び日計表(地区別も含む) 徴収簿等 督促状(市県民税、固定資産税、軽自動車税、 国民健康保険税等)等		72,789千円	72,413千円	S52年度 OCR採用
滞納整理各種帳票等		26,440千円	26,213千円	H19年より 滞納支援シス テム導入

作成資料	管理資料	当該年度賦課に係る委託料		備考
		令和5年度予算の 内訳概算額	令和4年度実績の 内訳概算額	
課税台帳 税額通知書 納入書 税額書	調 定 状 況 課 税 の 他	66,094千円	67,664千円	S58年住民マスタ ー利用  H15年から新シ ステム
税額変更異動台帳 税額変更通知書 異動明細書、その他				
課税台帳 納税通知書(納付書、収納票)				
税額変更通知書				
				S58年事業所 マスター作成
法人台帳、課税台帳、申告書等	調定、交付税基礎 数値調査、その他	1,562千円	1,539千円	H11年から 新賦課システム
課税台帳兼名寄簿  納税通知書、課税明細書  (納付書、収納票)	調 定  概 要 調 書  そ の 他	43,930千円	33,291千円	S58年 住民マスター利 用  H24年から 新システム
課税台帳、名寄索引簿、 納税通知書	調 定、そ の 他	5,057千円	6,187千円	H11年より システム変更
申告書兼課税台帳管理検索 システム				
課税台帳(全+退) 納税通知書	調定 調整交付金申請基礎資料 課税状況基礎資料	20,998千円	21,069千円	S54年所得連動 S58年住民マスタ ー利用
		19,738千円	19,426千円	

## 5 地方譲与税・交付金の概要について

種 目	対象	譲与等の基準	交付時期・使途
自動車重量譲与税 (S46.12月創設)	都道府県及び市町村	(1) 自動車重量税の収入額の1000分の431に相当する額のうち、431分の24を都道府県に、431分の407を市町村に対し譲与し、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を面積で按分し譲与する。 (自動車重量譲与税法第1条及び第2条第1項、第2項) (2) 譲与税の算定の基礎となる道路の延長及び面積は、道路の種別その他の事情を参酌して補正することができる。(同法第2条第3項)	第1期 6月(2月~4月) 第2期 11月(5月~9月) 第3期 3月(10月~1月)  平成21年度より 使途制限なし
地方揮発油譲与税 (H21.4月創設)  ※旧：地方道路譲与税 (S30.8月創設)	都道府県及び市町村	(1) 地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。(地方揮発油譲与税法第1条) (2) 譲与税の100分の58に相当する額を都道府県及び指定市に対し譲与し、その2分の1を一般国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1を面積で按分し譲与する。(同法第2条第1項、第2項) (3) 譲与税の100分の42に相当する額を市町村に対し譲与し、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を面積で按分し譲与する。(同法第3条) (4) 譲与税の算定の基礎となる道路の延長及び面積は、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌して補正することができる。(同法第2条第6項)	第1期 6月(3月~5月) 第2期 11月(6月~10月) 第3期 3月(11月~2月)  平成21年度より 使途制限なし
森林環境譲与税 (H31.3月創設)	市町村及び都道府県	(1) 森林環境税の収入額に相当する額を譲与する。(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第27条) ※令和6年度から森林環境税は賦課徴収。令和2から6年度までは地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し譲与する。 (2) 譲与税の10分の9(※)に相当する額を市町村に対し譲与し、その10分の5を市町村の区域内に存する私有林人工林の面積で、10分の2を市町村の林業就業者数で、他の10分の3を市町村の人口で按分し譲与する。(同法第28条) (3) 譲与税の10分の1(※)に相当する額を都道府県に対し譲与し、その10分の5を都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、10分の2を都道府県の林業就業者数で、他の10分の3を都道府県の人口で按分し譲与する。(同法第29条) (※) 譲与割合について令和5年度は市町村が25分の22、都道府県が25分の3となる。	第1期 9月(3月~8月) 第2期 3月(9月~2月)  使途 森林整備及びその促進(市町村) 市町村の支援等(都道府県)
☆ 利子割交付金 (S63.4月創設)	市町村	(1) 県が、個人が受ける利子等に対して一律5%(法第71条の6第1項)の税率で課税し、利子割総額から地方税法に定められた調整後の金額の5分の3(法第71条の26)を市町村に交付する。 (2) 各市町村の個人県民税収入決定額の県計に対する前年度以前3年度分の平均値を基準として按分する。	第1期 8月(3月~7月) 第2期 12月(8月~11月) 第3期 3月(12月~2月)  使途制限なし
☆ 配当割交付金 (H16.1月創設)	市町村	(1) 県が、個人が受ける特定配当等に対して一律5%(法第71条の28)の税率で課税し、配当割総額から地方税法に定められた調整後の金額の5分の3(法第71条の47)を市町村に交付する。 (2) 各市町村の個人県民税収入決定額の県計に対する前年度以前3年度分の平均値を基準として按分する。	第1期 8月(3月~7月) 第2期 12月(8月~11月) 第3期 3月(12月~2月)  使途制限なし

種 目	対象	譲与等の基準	交付時期・使途
☆ 株式等譲渡所得割交付金 (H16.1月創設)	市町村	(1) 県が、個人が受ける特定株式等譲渡所得金額に対して一律5%(法第71条の49)の税率で課税し、株式譲渡所得割額から地方税法に定められた調整後の金額の5分の3(法第71条の67)を市町村に交付する。 (2) 各市町村の個人県民税収入決定額の県計に対する前年度以前3年度分の平均値を基準として按分する。	3月  使途制限なし
☆ 法人事業税交付金 (R元.10月創設)	市町村	県が、納付された法人事業税に7.7%を乗じて得た額を市町村の従業者数で按分して市町村に交付する。 (法第72条の76)	第1期 8月(3月~7月) 第2期 12月(8月~11月) 第3期 3月(12月~2月) 使途制限なし
☆ 地方消費税交付金 (H9.4月創設)	市町村	(1) 県が、納付された譲渡割額に相当する額及び払い込まれた貨物割の納付額の合算額に清算処理を行い、清算後の金額の2分の1に相当する額を市町村に交付する。 (法第72条の115) (2) 地方消費税の税率1%相当額分に係る市町村交付額の2分の1を人口、他の2分の1を従業者数で按分する。 (3) 地方消費税の税率1%を超える分に係る市町村交付額を人口で按分する。	第1期 6月(2月~4月) 第2期 9月(5月~7月) 第3期 12月(8月~10月) 第4期 3月(11月~1月)  (2)交付分は使途制限なし (3)交付分は社会保障経費
☆ ゴルフ場利用税交付金 (H元.4月創設)	所在市町村 ゴルフ場	県が、県内のゴルフ場所在市町村に対し、ゴルフ場に係るゴルフ場利用税額の10分の7に相当する額を交付する。 (法第103条)	第1期 8月(3月~7月) 第2期 12月(8月~11月) 第3期 3月(12月~2月) 使途制限なし
☆ 環境性能割交付金 (R元.10月創設)	市町村	(1) 県が、納付された自動税環境性能割額に95%を乗じて得た額の100分の43に相当する額の2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を市町村道の面積で按分し交付する。(法第177条の6第1項) (2) 交付金の算定の基礎となる道路の延長及び面積には所要の補正をすることができる。(法第177条の6第3項)	第1期 8月(3月~7月) 第2期 12月(8月~11月) 第3期 3月(12月~2月)  使途制限なし
☆ 国有提供施設等所在市町村助成交付金 (S32.5月創設)	市町村	(1) 国が所有する固定資産のうち、自衛隊使用資産(飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する土地、建物、工作物)の所在する市町村に対し、毎年3月31日現在の所在状況に応じて交付する。(国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1条) (2) 交付額(次のイ+ロの合計額) イ 交付金の総額の10分の7に相当する額を各市町村の交付対象資産の価格の合算額に按分した額 ロ 交付金の総額の10分の3に相当する額を交付対象資産の種類及び用途、当該市町村の財政状況等から総務大臣が配分する額	12月  使途制限なし
☆ 地方特例交付金 (H11.3月創設) 減収補てん 特例交付金	都道府県及び市町村	個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用により生じる減収分について、都道府県及び市町村に交付する。	第1期 4月 第2期 9月  使途制限なし

☆：財務部において調定している交付金等。

※特に記載がない場合、根拠法令は地方税法

## 6 令和5年度各税目別納期限について

税目	納期等
市 民 税	個人 ○普通徴収 1期 6月30日 納期限      3期 10月31日 納期限 2期 8月31日      //      4期 1月31日      // ○特別徴収 翌月10日まで（6月～翌年5月） ○年金からの特別徴収 年金支払月
	法人 ○申告納付 事業年度終了後2カ月以内（確定申告）
固定資産税	○普通徴収 1期 5月 1日 納期限 2期 7月31日      // 3期 12月25日      // 4期 2月29日      //
軽自動車税	○普通徴収 5月31日 納期限（全期）
市たばこ税	○申告納付 翌月末日まで
鉱産税	○申告納付 翌月15日～末日まで
入湯税	○特別徴収 翌月末日まで
都市計画税	固定資産税の納期と同一
国民健康保険税	○普通徴収 1期 7月31日 納期限      5期 11月30日 納期限 2期 8月31日      //      6期 12月25日      // 3期 10月 2日      //      7期 1月31日      // 4期 10月31日      //      8期 2月29日      // ○年金からの特別徴収 年金支払月



## 7 市税の税率の変せんについて

税目		年度		昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度					
		均 等 割		400円		400円		400円		400円					
市 民 人	個 所 得 割	4万円以下		2.0%	5万円以下		2.0%	5万円以下		2.0%	5万円以下		2.0%		
		4万円超		3.1〃	5万円超		2.7〃	5万円超		2.6〃	5万円超		2.5〃		
		8 〃		4.2〃	10 〃		3.7〃	10 〃		3.6〃	10 〃		3.5〃		
		15 〃		5.4〃	15 〃		5.0〃	15 〃		4.7〃	15 〃		4.5〃		
		30 〃		6.4〃	30 〃		6.1〃	30 〃		5.7〃	30 〃		5.5〃		
		50 〃		7.4〃	50 〃		7.3〃	50 〃		6.7〃	50 〃		6.5〃		
		80 〃		7.9〃	80 〃		7.8〃	80 〃		7.5〃	80 〃		7.5〃		
		120 〃		8.4〃	120 〃		8.3〃	120 〃		8.0〃	120 〃		8.0〃		
		200 〃			200 〃			200 〃		8.5〃	200 〃		8.5〃		
		400 〃			400 〃			400 〃		9.0〃	400 〃		9.0〃		
600 〃			600 〃			600 〃		10.0〃	600 〃		10.0〃				
法 人	均 等 割		1,800円		1,800円		1,800円		1,800円		1,800円				
	法 人 税 割		9.0%		9.0%		9.0%		9.0%		9.0%				
固 定 資 産 税			1.5%		1.5%		1.5%		1.5%		1.5%				
軽 自 動 車 税	原 自 動 機 車 付 車	総排気量50cc以下		500円		500円		500円		500円		500円			
		〃 50cc超90ccまで		800円		800円		800円		800円		800円			
		〃 90cc超125ccまで		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円			
		ミニカー(50cc以下)		-		-		-		-		-			
	自 動 車	軽 自 動 車	二 輪 車 (含・ポート・トレーラー)		1,500円		1,500円		1,500円		1,500円		1,500円		
			三 輪 車		1,500円		2,000円		2,000円		2,000円		2,000円		
		自 動 車	四 輪 車	乗 用		1,500円		3,000円		3,000円		3,000円		3,000円	
				貨 物 用		1,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円	
	雪 上 車		-		-		-		-		-		-		
	小 型 特 殊 車	農 耕 用		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円	
そ の 他		3,000円		3,000円		3,000円		3,000円		3,000円		3,000円			
二 輪 の 小 型 自 動 車			2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		
市 た ば こ 消 費 税 (昭和29～63年度)			11.0%		11.0%		12.0%(本数制)		12.0%(本数制)		13.4%(本数制)		13.4%(本数制)		
電 気 ガ ス 税			10.0%		10.0%		9.0%		9.0%		8.0%		8.0%		
鉦 産 税			1.0%		1.0%		1.0% (月産200万円以下 0.7%)		1.0% (月産200万円以下 0.7%)		同左		同左		
木 材 引 取 税			2.0%		2.0%		2.0%		2.0%		2.0%		2.0%		
特 別 土 地 保 有 税			-		-		-		-		-		-		
入 湯 税			1人1日20円 (自炊客10円)		同左		同左		同左		同左		同左		
都 市 計 画 税			-		-		-		-		-		-		

税目		年度		昭和39年度		昭和40年度					
		均	等	割	400円	200円 (飯坂町)	400円	200円 (飯坂町)			
市	個人	所得	割	5万円以下	2.0%	15万円以下	2.0%	15万円以下	3.0%	15万円以下	2.0%
				5万円超	2.5〃	15万円超	3.0〃	15万円超	4.5〃	15万円超	3.0〃
				10〃	3.5〃	40〃	4.0〃	40〃	6.0〃	40〃	4.0〃
				15〃	4.5〃	70〃	5.0〃	70〃	7.5〃	70〃	5.0〃
				30〃	5.5〃	100〃	6.0〃	100〃	9.0〃	100〃	6.0〃
				50〃	6.5〃	150〃	7.0〃	150〃	10.5〃	150〃	7.0〃
				80〃	7.5〃	250〃	8.0〃	250〃	12.0〃	250〃	8.0〃
				120〃	8.0〃	400〃	9.0〃	400〃	13.5〃	400〃	9.0〃
				200〃	8.5〃	600〃	10.0〃	600〃	15.0〃	600〃	10.0〃
				400〃	9.0〃	1,000〃	11.0〃	1,000〃	16.5〃	1,000〃	11.0〃
600〃	10.0〃	2,000〃	12.0〃	2,000〃	18.0〃	2,000〃	12.0〃				
						3,000〃	19.5〃	3,000〃	13.0〃		
						5,000〃	21.0〃	5,000〃	14.0〃		
税	法人		均	等	割	1,800円	1,200円	1,800円	1,200円		
						法人	税	割	9.0%	8.1%	9.4%
固定資産税				1.5%	1.4%	1.5%	1.4%				
軽自動車	原付自動車	総排気量50cc以下		500円		500円					
		〃 50cc超90ccまで		800円		800円					
		〃 90cc超125ccまで		1,000円		1,000円					
		ミニカー(50cc以下)		-		-					
		二輪車 (含・ポート・トレーラー)		1,500円		1,500円					
		三輪車		2,000円		2,000円					
		乗	用	四輪車		3,000円		4,500円			
				貨物用		2,500円		2,500円			
		雪上車		-		-					
		小型特殊車	農耕用		1,000円		1,000円				
その他			3,000円		3,000円						
二輪の小型自動車		2,500円		2,500円							
市たばこ消費税 (昭和29~63年度)				15.0%(本数制)		15.0%(本数制)					
電気ガス税				7.0%		7.0%					
鉱産税				1.0%(月産200万円以下 0.7%)		同左					
木材引取税				2.0%		2.0%					
特別土地保有税				-		-					
入湯税				1人1日20円 (自炊客10円)		1人1日20円 (自炊客10円)					
都市計画税				-		-					

昭和41年度				昭和42年度				昭和43年度			
400円		200円 (飯坂、松川、信夫)		400円		200円 (松川、信夫)		400円		200円 (松川、信夫)	
15万円以下	3.0%	15万円以下	2.0%	15万円以下	2.8%	15万円以下	2.0%	15万円以下	2.70%	15万円以下	2.0%
15万円超	4.5"	15万円超	3.0"	15万円超	4.2"	15万円超	3.0"	15万円超	4.05"	15万円超	3.0"
40	" 6.0"	40	" 4.0"	40	" 5.6"	40	" 4.0"	40	" 5.40"	40	" 4.0"
70	" 7.5"	70	" 5.0"	70	" 7.0"	70	" 5.0"	70	" 6.75"	70	" 5.0"
100	" 9.0"	100	" 6.0"	100	" 8.4"	100	" 6.0"	100	" 8.10"	100	" 6.0"
150	" 10.5"	150	" 7.0"	150	" 9.8"	150	" 7.0"	150	" 9.45"	150	" 7.0"
250	" 12.0"	250	" 8.0"	250	" 11.2"	250	" 8.0"	250	" 10.80"	250	" 8.0"
400	" 13.5"	400	" 9.0"	400	" 12.6"	400	" 9.0"	400	" 12.15"	400	" 9.0"
600	" 15.0"	600	" 10.0"	600	" 14.0"	600	" 10.0"	600	" 13.50"	600	" 10.0"
1,000	" 16.5"	1,000	" 11.0"	1,000	" 15.4"	1,000	" 11.0"	1,000	" 14.85"	1,000	" 11.0"
2,000	" 18.0"	2,000	" 12.0"	2,000	" 16.8"	2,000	" 12.0"	2,000	" 16.20"	2,000	" 12.0"
3,000	" 19.5"	3,000	" 13.0"	3,000	" 18.2"	3,000	" 13.0"	3,000	" 17.55"	3,000	" 13.0"
5,000	" 21.0"	5,000	" 14.0"	5,000	" 19.6"	5,000	" 14.0"	5,000	" 18.90"	5,000	" 14.0"
1,800円		1,200円		4,000円 2,400円		4,000円 2,400円		4,000円 2,400円		4,000円 2,400円	
10.0%		8.9%		10.0%		8.9%		10.0%		8.9%	
1.5%		1.4%		1.5%		1.4%		1.5%		1.4%	
500円		500円		500円		500円		500円		500円	
800円		800円		800円		800円		800円		800円	
1,000円		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円	
-		-		-		-		-		-	
1,500円		1,500円		1,500円		1,500円		1,500円		1,500円	
2,000円		2,000円		2,000円		2,000円		2,000円		2,000円	
4,500円		4,500円		4,500円		4,500円		4,500円		4,500円	
2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円	
-		-		-		-		-		-	
1,000円		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円	
3,000円		3,000円		3,000円		3,000円		3,000円		3,000円	
2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円	
15.0%(本数制)		15.0%(本数制)		18.1%(本数制)		18.1%(本数制)		18.1%(本数制)		18.1%(本数制)	
7.0%		7.0%		7.0%		7.0%		7.0%		7.0%	
同左		同左		同左		同左		同左		同左	
2.0%		2.0%		2.0%		2.0%		2.0%		2.0%	
-		-		-		-		-		-	
1人1日20円 (自炊客10円)		1人1日20円 (飯坂町)		1人1日20円 (自炊客10円)		1人1日20円 (自炊客10円)		1人1日20円 (自炊客10円)		1人1日20円 (自炊客10円)	
-		-		-		-		-		-	

税目		年度		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度
		均	等	400円	200円 (松川、信夫、吾妻)	400円	200円 (吾妻町)	400円	200円 (吾妻町)	400円
市 民 人	個 人 所 得 割	15万円以下	2.6%	15万円以下	2.0%	15万円以下	2.0%	同左	同左	同左
		15万円超	3.9%	15万円超	3.0%	15万円超	3.0%			
		40 "	5.2%	40 "	4.0%	40 "	4.0%			
		70 "	6.5%	70 "	5.0%	70 "	5.0%			
		100 "	7.8%	100 "	6.0%	100 "	6.0%			
		150 "	9.1%	150 "	7.0%	150 "	7.0%			
		250 "	10.4%	250 "	8.0%	250 "	8.0%			
		400 "	11.7%	400 "	9.0%	400 "	9.0%			
		600 "	13.0%	600 "	10.0%	600 "	10.0%			
		1,000 "	14.3%	1,000 "	11.0%	1,000 "	11.0%			
		2,000 "	15.6%	2,000 "	12.0%	2,000 "	12.0%			
		3,000 "	16.9%	3,000 "	13.0%	3,000 "	13.0%			
		5,000 "	18.2%	5,000 "	14.0%	5,000 "	14.0%			
法 人	均 等 割	4,000円		2,400円		同左		同左		同左
		法 人 税 割	10.0%	8.9%	10.2%	9.1%	10.2%	9.1%	10.2%	
固 定 資 産 税		1.5%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%		1.4%		
自 動 車 税	原 自 動 機 車	総排気量50cc以下	500円		500円		500円		500円	
		// 50cc超90ccまで	800円		800円		800円		800円	
		// 90cc超125ccまで	1,000円		1,000円		1,000円		1,000円	
	付 車	ミニカー(50cc以下)	-		-		-		-	
		二 輪 車 (含・ポート・トレーラー)	1,500円		1,500円		1,500円		1,500円	
		三 輪 車	2,000円		2,000円		2,000円		2,000円	
		四 輪 車	乗 用 車 営 業 用	4,500円		4,500円		4,500円		4,500円
			貨 物 車 自 家 用	2,500円		2,500円		2,500円		2,500円
		雪 上 車	-		-		-		-	
		小 型 特 殊 車	農 耕 用	1,000円		1,000円		1,000円		1,000円
そ の 他	3,000円		3,000円		3,000円		3,000円			
二 輪 の 小 型 自 動 車	2,500円		2,500円		2,500円		2,500円			
市 た ば こ 消 費 税 (29~63年度)		18.1% (本数制)		同左		同左		同左		
電 気 ガ ス 税 (49年から電気税・ガス税に分離)		7.0%		7.0%		7.0%		7.0%		
鉞 産 税		1.0% (月産200万円以下 0.7%)		同左		同左		同左		
木 材 引 取 税		2.0%		2.0%		2.0%		2.0%		
特 別 土 地 保 有 税		-		-		-		-		
入 湯 税		1人1日20円 (自炊客10円)		同左		7月1日から1人1日40円 (自炊客20円)		同左		
都 市 計 画 税		-		-		0.2%		0.2%		

昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度
400円	400円	400円	1,200円	1,200円
30万円以下 2.0% 30万円超 3.0% 50 " 4.0% 80 " 5.0% 110 " 6.0% 150 " 7.0% 250 " 8.0% 400 " 9.0% 600 " 10.0% 1,000 " 11.0% 2,000 " 12.0% 3,000 " 13.0% 5,000 " 14.0%	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	244,000円 12,000円 7,200円	80,000円 24,000円 8,000円
10.2%	13.2%(5月以降終了する 事業年度分から)	13.2%	13.2%	13.2%
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
500円	500円	500円	650円	650円
800円	800円	800円	1,000円	1,000円
1,000円	1,000円	1,000円	1,300円	1,300円
-	-	-	-	-
1,500円	1,500円	1,500円	2,000円	2,000円
2,000円	2,000円	2,000円	2,600円	2,600円
4,500円	4,500円	4,500円	5,200円 5,900円	5,200円 5,900円
2,500円	2,500円	2,500円	2,900円 3,300円	2,900円 3,300円
-	-	-	-	-
1,000円	1,000円	1,000円	1,300円(刈取脱穀作 業用自動車を含む)	同左
3,000円	3,000円	3,000円	3,900円	3,900円
2,500円	2,500円	2,500円	3,300円	3,300円
18.1% (本数制)	同左	同左	同左	同左
7.0% (10月1日から6.0%)	電気税：1月1日から5.0% ガス税：10月1日から5.0% 1月1日から4.0%	5.0% 4.0%(6月1日から3.0%)	5.0% 3.0%(1月1日から2.0%)	5.0% 2.0%
1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左	同左
2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
取得：7月1日から3.0%	保有：1.4% 取得：3.0%	同左	同左	同左
同左	同左	10月10日から1人1日100円 (自炊客50円、日帰り客50円)	同左	1月1日から1人1日150円 (自炊客75円、日帰り客75円)
0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

税目		年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	
市 民 税	均 等 割		1,200円	1,200円	1,500円	1,500円	1,500円	
		所 得 割	30万円以下	2.0%	同左	30万円以下	2.0%	同左
	30万円超		3.0	30万円超		3.0		
	50 "		4.0	45 "		4.0		
	80 "		5.0	70 "		5.0		
	110 "		6.0	100 "		6.0		
	150 "		7.0	130 "		7.0		
	250 "		8.0	230 "		8.0		
	400 "		9.0	370 "		9.0		
	600 "		10.0	570 "		10.0		
	1,000 "		11.0	950 "		11.0		
	2,000 "	12.0	1,900 "	12.0				
	3,000 "	13.0	2,900 "	13.0				
	5,000 "	14.0	4,900 "	14.0				
	法 人	均 等 割	800,000円	24,000円	同左	同左	同左	同左
400,000円			8,000円					
	法 人 税 割	80,000円	13.2%	13.2%	13.2%	13.4%	13.4%	
固 定 資 産 税			1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	
軽 機 車 税	原 自 動 車 機 械	総排気量50cc以下	650円	700円	700円	700円	700円	
		〃50cc超90ccまで	1,000円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	
		〃90cc超125ccまで	1,300円	1,450円	1,450円	1,450円	1,450円	
	付 車	ミニカー(50cc以下)	-	-	-	-	-	
	自 動 車 税	軽 車	二 輪 車 (含・ポート・トレーラー)	2,000円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
			三 輪 車	2,600円	2,850円	2,850円	2,850円	2,850円
		四 輪 車	乗 用 車	5,200円	5,200円	5,200円	5,200円	5,200円
			自 家 用	5,900円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
			貨 物 用	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円
			自 家 用	3,300円	3,650円	3,650円	3,650円	3,650円
	雪 上 車	-	-	-	-	-		
税 別	小 型 特 殊 車	農 耕 用	1,300円(刈取脱穀作業用自動車を含む)	1,450円(刈取脱穀作業用自動車を含む)	同左	同左	同左	
		そ の 他	3,900円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	
		二 輪 の 小 型 自 動 車	3,300円	3,650円	3,650円	3,650円	3,650円	
市 た ば こ 消 費 税 (29~63年度)			18.1%(本数制)	同左	同左	同左	同左	
電 気 税			5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
ガ ス 税			2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	
鉱 産 税			1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左	同左	
木 材 引 取 税			2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	
特 別 土 地 保 有 税			保有:1.4% 取得:3.0%	同左	同左	同左	同左	
入 湯 税			1人1日150円 (自炊客75円、日帰り客75円)	同左	同左	同左	同左	
都 市 計 画 税			0.25%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	

昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
1,500円	1,500円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
同左	同左	20万円以下 2.5%	同左	同左	60万円以下 3.0%
		20万円超 3.0%			60万円超 5.0%
		45 // 4.0%			130 // 7.0%
		70 // 5.0%			260 // 8.0%
		95 // 6.0%			460 // 10.0%
		120 // 7.0%			950 // 11.0%
		220 // 8.0%			1,900 // 12.0%
		370 // 9.0%			
		570 // 10.0%			
		950 // 11.0%			
		1,900 // 12.0%			
2,900 // 13.0%					
4,900 // 14.0%					
1,200,000円 60,000円 700,000円 48,000円 160,000円 16,000円	3,000,000円 150,000円 1,750,000円 120,000円 400,000円 40,000円	同左	同左	同左	同左
13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
1,100円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
1,450円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
-	-	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
2,200円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
2,850円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円
5,200円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
6,500円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円
2,900円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
3,650円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
-	-	-	-	-	-
1,450円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
4,300円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円
3,650円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
同左	同左	たばこ小売定価×14.3% たばこの販売本数×350円÷1,000本	同左	同左	同左
5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
同左	同左	同左	同左	同左	同左
2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
同左	同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左
0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%

税目		年度	平成元年	平成2年度	平成3年度	平成4年度		
市 民 税	個人	均 等 割	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円		
		所 得 割	120万円以下 3.0% 120万円超 8.0% 500 " 11.0%	同左	160万円以下 3.0% 160万円超 8.0% 550 " 11.0%	同左		
	法 人	均 等 割	3,000,000円	同左	同左	同左		
			1,750,000円					
			400,000円					
			150,000円					
			120,000円					
			40,000円					
	法 人 税 割	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%			
	固 定 資 産 税		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%		
自 動 車 税	原 自 動 機 車	総排気量50cc以下	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円		
		// 50cc超90ccまで	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円		
		// 90cc超125ccまで	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円		
		ミニカー(50cc以下)	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円		
	自 動 車	二 輪 車 (含・ポート・トレーラー)	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円		
			三 輪 車	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	
		四 輪 車	乗 用 車	営業用	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
			自 家 用	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	
			貨 物 用	営業用	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
		自 家 用	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円		
		雪 上 車	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円		
	小 型 特 殊 車	農 耕 用	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円		
		そ の 他	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円		
	二輪の小型自動車		4,000円	4,000円	4,000円	4,000円		
	市 た ば こ 税 (平成元年度以降)		紙巻たばこ等 1,997円/1,000本 旧3級品 948円/1,000本	同左	同左	同左		
電 気 税		廃止	-	-	-			
力 ス 税		1.0%	同左	同左	同左			
鉞 産 税		(月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左			
木 材 引 取 税		廃止	-	-	-			
特 別 土 地 保 有 税		保有：1.4% 取得：3.0%	同左	同左	同左			
入 湯 税		1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左			
都 市 計 画 税		0.3%	0.3%	0.3%	0.3%			



平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度																															
2,000円	2,000円	2,000円	2,500円	2,500円	2,500円																															
同左	同左	200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700 " 11.0%	同左	200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700 " 12.0%	同左																															
同左	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>従業者数</th> <th>税率(年税額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 資本等の金額が50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. " 10億円超え50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. " 1億円超え10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. " 1千万円超え1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5. " 1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>6. 上記以外</td> <td>-</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>					法人等の区分	従業者数	税率(年税額)	1. 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円	50人以下	410,000円	2. " 10億円超え50億円以下	50人超	1,750,000円	50人以下	410,000円	3. " 1億円超え10億円以下	50人超	400,000円	50人以下	160,000円	4. " 1千万円超え1億円以下	50人超	150,000円	50人以下	130,000円	5. " 1千万円以下	50人超	120,000円	50人以下	50,000円	6. 上記以外	-	50,000円
	法人等の区分	従業者数	税率(年税額)																																	
	1. 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円																																	
		50人以下	410,000円																																	
	2. " 10億円超え50億円以下	50人超	1,750,000円																																	
		50人以下	410,000円																																	
	3. " 1億円超え10億円以下	50人超	400,000円																																	
		50人以下	160,000円																																	
4. " 1千万円超え1億円以下	50人超	150,000円																																		
	50人以下	130,000円																																		
5. " 1千万円以下	50人超	120,000円																																		
	50人以下	50,000円																																		
6. 上記以外	-	50,000円																																		
13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%																															
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%																															
1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円																															
1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円																															
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円																															
2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円																															
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円																															
3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円																															
5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円																															
7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円																															
3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円																															
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円																															
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円																															
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円																															
4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円																															
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円																															
同左	同左	同左	同左	旧3級品以外 2,434円/1,000本 旧3級品 1,155円/1,000本	同左																															
-	-	-	-	-	-																															
同左	同左	同左	同左	同左	同左																															
-	-	-	-	-	-																															
同左	同左	同左	同左	同左	同左																															
同左	同左	同左	同左	同左	同左																															
0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%																															

税目		年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度		
市 民 税	個人	均 等 割	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	3,000円		
		所 得 割	200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700 // 10.0%	同左	同左	同左	同左	同左		
	法 人	均 等 割	法人等の区分		従業者数	税率(年税額)				
			1. 資本等の金額が50億円を超える法人		50人超	3,000,000円				
					50人以下	410,000円				
			2. // 10億円超え50億円以下		50人超	1,750,000円				
					50人以下	410,000円				
			3. // 1億円超え10億円以下		50人超	400,000円				
					50人以下	160,000円				
			4. // 1千万円超え1億円以下		50人超	150,000円				
50人以下	130,000円									
5. // 1千万円以下		50人超	120,000円							
		50人以下	50,000円							
6. 上記以外		-	50,000円							
法人税割		13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%			
固定資産税		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%			
軽 車 税	自 動 機 車 付	総排気量50cc以下	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円		
		// 50cc超90ccまで	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円		
		// 90cc超125ccまで	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円		
		ミニカー(50cc以下)	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円		
	自 動 車	二 輪 車 (含・ポート・トレーラー)	二輪車	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	
			三輪車	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	
		四 輪 車	乗 用 車	営業用	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
				自家用	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円
			貨 物 車	営業用	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
		自家用		4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	
	自 動 特 殊 車	雪 上 車	雪上車	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	
			小型農耕用	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	
		二 輪 の 小 型 自 動 車	その他	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	
			二輪の小型自動車	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	
市 た ば こ 税 (平成元年度以降)		5月1日より旧3級品以外 2,668円/1,000本 旧3級品 1,266円/1,000本	同左	同左	同左	7月1日より旧3級品以外 2,977円/1,000本 旧3級品 1,412円/1,000本	同左			
電 気 税		-	-	-	-	-	-			
方 ス 税		-	-	-	-	-	-			
鉦 産 税		1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左	同左	同左			
木 材 引 取 税		-	-	-	-	-	-			
特 別 土 地 保 有 税		保有: 1.4% 取得: 3.0%	同左	同左	同左	平成15年度以降は 新たな課税を行わない	同左			
入 湯 税		1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左	同左	同左			
都 市 計 画 税		0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%			

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
3,000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700〃 10.0%	同左	一律 6%	同左	同左	同左	同左	同左

法人等の区分	従業者数	税率(年税額)
1. 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円
	50人以下	410,000円
2. 〃 10億円超え50億円以下	50人超	1,750,000円
	50人以下	410,000円
3. 〃 1億円超え10億円以下	50人超	400,000円
	50人以下	160,000円
4. 〃 1千万円超え1億円以下	50人超	150,000円
	50人以下	130,000円
5. 〃 1千万円以下	50人超	120,000円
	50人以下	50,000円
6. 上記以外	-	50,000円

13.4%	同左	同左	13.4%(12.3%)※	同左	同左	同左	同左
1.4%	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円
5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円
3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
旧3級品以外 2,977円/1,000本 旧3級品 1,412円/1,000本	7月1日より旧3級品以外 3,298円/1,000本 旧3級品 1,564円/1,000本	同左	同左	同左	10月1日より旧3級品以外 4,618円/1,000本 旧3級品 2,190円/1,000本	同左	同左
-	-	-	-	-	-	-	-
1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
-	-	-	-	-	-	-	-
平成15年度以降は 新たな課税を行わない	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
0.3%	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

※飯野町合併に伴う経過措置

税目		年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度				
市 民 税	個人	均等割	3,000円	3,500円	同左	同左	同左	同左				
		所得割	一律6%	同左	同左	同左	同左	同左				
	法人	均等割	基準となる額	基準となる額の範囲		従業者数 (福島市内にある事業所の 従業者の合計)		均等割額 (円/年額)				
			「資本金等の額」と 「資本金+資本準備金」の どちらか大きいほうの額	1,000万円以下の法人	50人以下	50,000						
					50人を超える	120,000						
			1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000							
				50人を超える	150,000							
			1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000							
				50人を超える	400,000							
	10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000									
50人を超える		1,750,000										
50億円を超える法人	50人以下	410,000										
	50人を超える	3,000,000										
公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人については上記にかかわらず一律50,000円となります。												
法人税割	13.4%	13.4% 10.8%*1	同左	10.8%	同左	同左						
固定資産税	1.4%	同左	同左	同左	同左	同左						
軽 自 動 車 税	自動車 付	総排気量50cc以下	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円				
		// 50cc超90ccまで	1,200円	1,200円	1,200円	2,000円	2,000円	2,000円				
		// 90cc超125ccまで	1,600円	1,600円	1,600円	2,400円	2,400円	2,400円				
		ミニカー(50cc以下)	2,500円	2,500円	2,500円	3,700円	3,700円	3,700円				
	軽自動車	二輪車 (含・ポート・トレーラー)	二輪車	2,400円	2,400円	2,400円	3,600円	3,600円	3,600円			
			三輪車	3,100円	3,100円	3,100円 *2(3,900円)	種別	旧税率	新税率	重課税率		
		四輪車	乗用	営業用	5,500円	5,500円					5,500円 *2(6,900円)	平成27年3月31日 までに初度検査を 受けた車両
				自家用	7,200円	7,200円		7,200円 *2(10,800円)				
		四輪車	貨物用	営業用	3,000円	3,000円		3,000円 *2(3,800円)	三輪		3,100円	3,900円
				自家用	4,000円	4,000円	4,000円 *2(5,000円)	四輪乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	
		雪上車	雪上車	2,400円	2,400円	2,400円	四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円		
			農耕用	1,600円	1,600円	1,600円	四輪貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円		
		小型特殊 自動車	その他	4,700円	4,700円	4,700円	四輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円		
			二輪の小型自動車	4,000円	4,000円	4,000円	5,900円	5,900円	5,900円			
	市たばこ税 (平成元年度以降)	4月1日より旧3級品以外 5,262円/1,000本 旧3級品 2,495円/1,000本	同左	同左	4月1日より 旧3級品以外 5,262円/1,000本 旧3級品 2,925円/1,000本	4月1日より 旧3級品以外 5,262円/1,000本 旧3級品 3,355円/1,000本	4月1日より 旧3級品 4,000円/1,000本 10月1日より 旧3級品以外 5,692円/1,000本					
電気税	-	-	-	-	-	-						
ガス税	-	-	-	-	-	-						
鉱産税	-	-	-	-	-	-						
木材引取税	-	-	-	-	-	-						
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-						
入湯税	1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左	同左	同左						
都市計画税	0.3%	同左	同左	同左	同左	同左						

\*1 この税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用になります。

\*2 平成27年4月1日以後に初度検査の三輪以上の軽自動車は()の税額になります。

平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
3,500円	同左	同左	同左	同左	
一律6%	同左	同左	同左	同左	
基準となる額	基準となる額の範囲	従業者数 (福島市内にある事業所の 従業者の合計)	均等割額 (円/年額)		
「資本金等の額」と 「資本金+資本準備金」の どちらか大きいほうの額	1,000万円以下の法人	50人以下	50,000		
		50人を超える	120,000		
	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000		
		50人を超える	150,000		
	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000		
		50人を超える	400,000		
	10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000		
		50人を超える	1,750,000		
50億円を超える法人	50人以下	410,000			
	50人を超える	3,000,000			
公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人については上記にかかわらず一律50,000円となります。					
10.8% 7.1%*3	同左	7.1%	同左	同左	
1.4%	同左	同左	同左	同左	
2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	
3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	
3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	
種 別	旧税率		新税率		重課税率
	平成27年3月31日までに 初度検査を受けた車両		平成27年4月1日以後に 初度検査を受けた車両		初度検査から13年を経過 した車両
軽自動車	三 輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	
	四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円	
	四輪貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
	四輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	
5,900円	5,900円	5,900円	5,900円	5,900円	
6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	
旧3級品以外 5,692円/1,000本 10月1日より旧3級品 5,692円/1,000本	9月30日まで 5,692円/1,000本 10月1日より 6,122円/1,000本	9月30日まで 6,122円/1,000本 10月1日より 6,552円/1,000本	6,552円/1,000本	6,552円/1,000本	
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	
1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左	同左	
0.3%	同左	同左	同左	同左	

\*3 この税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用になります。



<参考>

○ 各 種 税 関 係 団 体

# 各種税関係団体

全 国 都 市 税 務 協 議 会	
○ 設 立	昭和29年10月28日
○ 目 的	適正な都市税務制度の樹立とその運営に関する相互の円滑な連絡を図る。
○ 代 表 幹 事	全国市長会事務総長
○ 常 任 幹 事	9名
○ 構 成	全国市長会の機関として全国市長会の支部の地区ごとに設けられた都市の税務に関する協議会をもって組織する。
○ 事 務 局	全国市長会事務局

東 北 都 市 税 務 協 議 会	
○ 設 立	昭和34年2月17日
○ 目 的	適正な都市税務行政の確立を図る。
○ 会 長	総会開催市の市長
○ 副 会 長	各県庁所在市の市長
○ 構 成	東北六県各市の税務主管課
○ 事 務 局	幹事会協議で決定した市

福 島 県 都 市 税 務 協 議 会	
○ 設 立	昭和55年5月6日
○ 目 的	県内都市の相互連絡協調により、円滑なる税務事務の運営を図る。
○ 会 長	福島市税務主管部長
○ 副 会 長	郡山市税務主管部長、いわき市税務主管部長
○ 構 成	県内都市の税務を主管する部長、次長及び税務担当課長
○ 事 務 局	福島市財務部市民税課

東 北 地 方 税 務 協 議 会	
○ 設 立	昭和31年1月20日
○ 目 的	国税及び地方税の事務運営につき、相互に連絡協調を図る。
○ 会 長	仙台国税局長
○ 副 会 長	各県の副知事
○ 顧 問	各県の知事並びに東北財務局長
○ 構 成	〔仙台国税局関係〕 局長 各部（次）長 酒類監理官 関係各課長 各県庁所在地所轄税務署長 〔県関係〕 各県の副知事 同税務主管部長 同税務主管課長 同市町村税担当課長 〔市関係〕 各県の市長会会長 同事務局長 各県の県庁所在地市長 同税務主管課長 税務を主管する部を置く市は当該部長 〔町村関係〕 各県の町村会会長 同事務局長 各県の町村税務主管課長の代表者
○ 事 務 局	仙台国税局総務部総務課



東北地方税務協議会福島県部会

- 設 立 昭和31年6月1日
- 会 長 福島県副知事
- 構 成 東北地方税務協議会構成者のうち福島県及び福島県内の関係者  
福島税務署長
- 事 務 局 福島県総務部税務課

福島地区税務協議会

- 設 立 昭和31年10月15日
- 目 的 国税及び地方税の事務運営につき相互の連絡協調を図る。
- 構 成 福島税務署長並びに副署長、総務課長、筆頭税務広報広聴官、各部門筆頭  
統括国税調査（徴収）官、酒類指導官及び総務課長補佐  
福島県県北地方振興局県税部長並びに副部長及び税務担当課長  
福島市、伊達市の税務を主管する部長、次長及び税務担当課長  
伊達郡内の税務担当課長

本 会

国 税 部 会

地 方 税 部 会

- |  |                      |                           |
|--|----------------------|---------------------------|
| ○ 会 長 福島税務署長                                     | ○ 会 長 福島税務署長         | ○ 会 長 福島県県北地方<br>振興局県税部長  |
| ○ 副 会 長 福島県県北地方<br>振興局県税部長<br>福島市財務部長<br>伊達市財務部長 | ○ 事 務 局 福島税務署<br>総務課 | ○ 事 務 局 福島県県北地方<br>振興局県税部 |
| ○ 事 務 局 福島税務署<br>総務課                             |                      |                           |

福島地区税務関係団体協議会

- 設 立 昭和51年12月9日
- 目 的 福島地区における税務関係団体が相互信頼による緊密な連絡協調を図るとともに、各団体の機能をより有効に発揮させ、もって各団体傘下会員の納税道義の高揚を図る。
- 会 長 （公社）福島法人会会長
- 副 会 長 構成団体から5名
- 構 成 （公社）福島法人会外6団体
- 事 務 局 （公社）福島法人会

### 福島県租税教育推進協議会

- 設 立 昭和56年6月1日
- 目 的 税務及び教育関係者が協力して、児童・生徒・一般成人に対する租税教育を推進し、納税意識の高揚を図る。
- 構 成 福島県市長会外18団体
- 事務局 福島税務署

### 福島地区租税教育推進協議会

- 設 立 昭和58年1月21日
- 目 的 福島地区の税務及び教育関係者等が協力して、児童・生徒・一般成人に対する租税教育を推進し、納税意識の高揚を図る。
- 構 成 福島県教育庁県北教育事務所外21団体
- 事務局 福島税務署

### 福島税務署小企業者に対する記帳指導協議会

- 設 立 昭和43年5月2日
- 目 的 それぞれの団体の職域職能に応じた総合的かつ有機的な指導體制の確立を図り、これによって小企業者に対する記帳指導の実施を適切に行う。
- 構 成 福島商工会議所外13団体
- 事務局 福島税務署 個人課税第1部門

### 福島税務署管内農業所得者記帳指導協議会

- 設 立 平成14年5月29日
- 目 的 農業所得者の記帳を推進し、申告納税制度の確立と農業経営の改善を図る。
- 構 成 ふくしま未来農業協同組合外7団体
- 事務局 福島税務署 個人課税部門